

令和7年度 秋田市立飯島小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめの理解、いじめの解消

(1) いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

(2) いじめの理解

いじめ防止等の対応には、次のような理解が必要です。

- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものです。
- いじめは、人権侵害であり、人として絶対に許されない行為です。
- いじめは、刑事罰が課せられたり、損害賠償責任が発生したりする不法行為です。
- いじめは、子どもが入れ替わりながら被害も加害も経験する場合があります。
- いじめは、見ようとしなければ見えないものです。
- いじめは、いじめられる側にも問題があるという考えでは解決できないものです。
- いじめは、加害、被害の二者関係だけでなく、「観衆」「傍観者」の存在など集団全体に関わる問題です。
- いじめは、学校、家庭、地域が、一体となって取り組むべき問題です。

(3) いじめの解消

- いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。
 - ①いじめを受けた子どもに対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安）継続していること。
 - ②いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた子どもが、いじめの行為により心身の苦痛を感じていない（面談等により確認）と認められること。
- いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、いじめを受けた子どもおよびいじめた子どもについては日常的に、保護者と連携しつつ、注意深く観察することが必要です。
- 真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、上記の要件が満たされた上で、双方の当事者や周囲の者全員を含む集団が、好ましい集団行動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものです。

2 いじめ対策のための組織の設置

いじめ防止に向けた取組や問題への対応等を組織的かつ多角的に行うために、複数の教職員のほかに、必要に応じて外部専門家等の参加も得て、いじめの防止等の対策のための組織を設置します。組織の活用にあたっては、構成員全体の会議と日常的な関係者の会議を設定するなどして、学校の実情や協議内容に応じて工夫します。

- (1) 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、各学年主任・関係教職員と専門家（カウンセラー）により、「すこやか委員会」を組織します。
- (2) 本委員会において、基本方針や年間計画の策定・見直し・取組状況等の協議を行い、相談・通報の窓口として機能するように努めます。

- (3) 日常の取組については、上記の教職員と学級担任、必要に応じてスクールカウンセラーを加え、情報の把握や共有、指導・支援体制の構築、対応方針の決定、対応状況の確認、対応方針の修正、保護者との連携等を行います。

3 いじめの未然防止のための取組

子どもが、自分の進歩や成長を実感し、活躍できる「分かる・できる授業」づくりに取り組みます。

また、子ども一人一人が、思いやりの心を持ち、お互いの立場や考え方を認め、尊重し合う集団づくりを目指すとともに、集団の一員として自分の役割と責任を自覚し、達成感や成就感を味わうことができる人間関係を築く力を育てる活動の充実を図ります。

(1) 校内研修の実施

- 自校の「いじめ防止基本方針」をはじめ、いじめを認知した際の対応等について、全職員の共通理解を図るための機会を設けます。

(2) 望ましい人間関係を育てる学級づくりの推進

- 子どもと子ども、子どもと教師のふれあいやコミュニケーションを大切にし、なんでも言える雰囲気と相互理解に基づいたあたたかい人間関係を築くことができるようにします。

(3) 「分かる・できる授業」づくりの推進

- 子ども一人一人が、満足感や充実感、達成感を味わうことができるように、それぞれが活躍できる場面を設定したり、個の状況に応じた指導を行ったりするなどして、「分かる・できる授業」づくりを進めます。

(4) 道徳性の発達を促す道徳教育の充実

- 道徳科において、資料から感じ取った思いや考えをもとに話し合い、友達の多様な考えに触れることができる場を積極的に設けることで、自分の考えを見直したり、深めたりすることができるようにします。

- 自分とは異なる考えに接する中で、他者への理解や思いやりの心を育てるようにします。

(5) 配慮が必要な子どもへの支援

- 子どもの状況を把握し、特性や心情に配慮した支援ができるように、情報交換や情報共有する機会を設け、支援策を検討します。

(6) 情報モラル指導の充実

- 教科等の指導において、ICT機器のリテラシーの向上を図るだけでなく、ネット通信使用時のルールやマナーについての指導も行います。

- 専門機関の方に講話していただくなど、ネットトラブルに関する具体的な事例を学ぶ機会を設けます。

(7) 児童会活動の充実

- 委員会の活動や児童会の集会を通して、自分たちの生活をより豊かにしていこうとする態度を育てます。

(8) 体験活動の充実

- 集団の中での積極的な参加による体験的な活動における「ひと、もの、こと」へかかわる機会を通して、所属感を高めながら、協力してよりよい学校を築こうとする態度を養います。

- 異学年交流や地域の人との交流により、楽しさや喜びを味わうとともに、思いやりの心を育むような活動を進めます。

4 いじめの早期発見の取組

いじめは、大人が気付きにくいものであることを認識し、日ごろから子どもとのコミュニケーションを深め、信頼関係を構築するとともに、複数の教師による観察等を通して、ささいな兆候にもいじめの可能性を疑い、早い段階から積極的にいじめを認知するように努めます。

(1) 複数の教職員による観察

○先入観や偏見をもたず、客観的な視点や立場で子どもの様子を見取って認知するように努めます。

(2) 生活アンケートの実施

○年5回（5月、6月、9月、12月、2月）の生活アンケートのほか、必要に応じて、状況を的確に把握するためのアンケートや面談、家庭訪問などを実施します。

(3) 児童面談の実施

○学級担任が面談を通して、子どもの悩みや不安等を聞き取り、解決策を共に考えます。

(4) 相談窓口の周知

○学級担任以外にも、学年主任、生徒指導主事、教頭が、子どもや保護者の相談窓口になることを知らせます。

(5) 「子どもを語る会」での情報共有

○子どものちょっとした様子の変化や訴えなどを学級担任だけで抱え込んだり限られた職員間での秘密事項にしたりすることなく、管理職に報告・相談するとともに「子どもを語る会」で情報を共有するように努めます。

5 いじめへの組織的対応

学級担任が一人に対応することなく、支援チームをつくり組織的に対応します。

対応にあたっては、いじめを受けた子どもやいじめを通報した子ども、その保護者の安全を確保した上で、いじめを行った子どもに対して適切な指導を行うとともに、双方の保護者に対して、状況や指導内容などの情報提供を含め、誠実な対応を行います。

(1) 対応策の検討と役割分担

○「すこやか委員会」で、どの教師がどの子どもにどのように対応するかなど役割分担や対応策を明確にします。

(2) 迅速な実態把握と適切な指導・支援

○いじめを受けた子ども、いじめた子ども双方から聞き取った内容から、事実関係を明らかにするとともに、それまでの人間関係等いじめの背景も踏まえて、状況を正確に把握します。

○いじめを受けた子どもと保護者の心情に寄り添い、心のケアを図ります。

○いじめた子どもに対する毅然とした指導を通して、心からの反省を促すとともに望ましい成長への指導と支援に努めます。

(3) 保護者との連携

○いじめの内容を正確に伝え、指導方針を説明して理解や協力を得られるように努めるとともに、対応の経過や子どもの状況について、適切に情報提供を行います。

○いじめを受けた子ども、いじめた子ども双方の保護者と協議しながら、子どもが安心して学校生活を送れるように継続的に支援します。

(4) 関係機関との連携、調整

○状況に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用するなど、教育相談体制の充実を図ります。

- 状況に応じて教育委員会、警察署、法務局などの関係機関と連携を図ります。
- 犯罪行為に該当する事案が発生した場合には、警察へ通報し連携を図ります。

(5) 重大事態への対処

- 重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会に報告し、対処について協議します。

(6) 記録の蓄積と情報の引継ぎ

- いじめの内容および対応、経過などを記録して情報の共有化を図り、次の学級や学年に確実に引継ぎをします。

6 いじめ防止に向けた保護者や地域との連携

学校報やPTAなどを通して、いじめ防止に向けての学校の取組を説明するとともに、保護者や地域の方々と協議して、子どもを見守る体制づくりに努めます。また、学校以外の相談窓口や救済制度等の活用について周知します。

(1) 「学校いじめ防止基本方針」等の周知

- 学校報やホームページ、PTA懇談などで、自校の「学校いじめ防止基本方針」、いじめ対策委員会の存在や取組について周知します。

(2) 生徒指導だよりによる情報発信

- 校内外で起こっているいじめを含めた問題行動等について、適切に情報を提供するとともに、保護者とともに考えるようにします。

(3) 学級・学年懇談会における説明・協議

- 学級・学年において状況を説明するとともに、保護者からの情報提供も踏まえて協議します。

(4) 講演会等の実施

- 関係機関など外部から専門家を招いて、講演会などを開催します。

(5) ホームページの活用

- 学校の取組や様子を随時更新して、子どもの活動などを紹介します。

(6) 相談窓口、相談機関の周知

- 学校以外の相談窓口や救済制度について紹介します。

7 PDCAサイクルによる取組の検証

(1) 取組の検証

- 次項「8 年間計画」に基づいてアンケートや面談を実施し、PDCAサイクルによる取組によって、状況や対応について評価・改善していきます。

(2) 「いじめ防止チェックリスト」等の活用

- 「いじめ防止チェックリスト」(秋田市学校教育の重点)や「秋田市いじめ防止リーフレット」等を活用し、未然防止や早期発見、対応などについて検証します。

8 年間計画

	具 体 的 な 取 組	委 員 会 等
4 月	第 1 回子どもを語る会 すこやか委員会 【PLAN】 地域巡回	子どもを語る会 すこやか委員会
5 月	1 年生歓迎「にこにこ集会」 第 1 回学校生活アンケート調査 【DO】 運動会	生徒指導部会 (子どもを語る会)
6 月	修学旅行 (6 年) 第 2 回学校生活アンケート調査	生徒指導部会 (子どもを語る会)
7 月	飯島っ子活動① (縦割り活動) 児童面談 【CHECK】 保護者面談	生徒指導部会 (子どもを語る会) 第 1 回不登校対策委員会
8 月	第 2 回子どもを語る会 【ACTION】	子どもを語る会
9 月	まんたらめ研修 (5 年) 第 3 回学校生活アンケート調査 【DO】	生徒指導部会 (子どもを語る会)
10 月	すこやか委員会	生徒指導部会 (子どもを語る会) すこやか委員会
11 月	第 4 回学校生活アンケート調査 飯島っ子まつり②	生徒指導部会 (子どもを語る会)
12 月	児童面談 【CHECK】 保護者面談	生徒指導部会 (子どもを語る会) 第 2 回不登校対策委員会
1 月	すこやか委員会 【ACTION】	すこやか委員会 (子どもを語る会)
2 月	第 5 回学校生活アンケート調査	生徒指導部会 (子どもを語る会)
3 月	6 年生を送る会	